

## タイの洪水に起因する日系企業のタイ人従業員の受入れに関する 査証手続きについて(ご案内)

平成23年11月7日  
在タイ日本国大使館

タイの洪水により日系企業の製造工場が水没し操業停止になる等日系企業の活動に深刻な影響を与えています。このためサプライチェーンの維持及び早期の復旧等の観点から、既に発表されておりますとおり、政府として、緊急的一次的措置として、浸水等により操業できなくなっている日系企業の工場で勤務していたタイ人従業員を、一定の条件の下に、我が国に受入れ、その就労を認めることとなりました。

つきましては今回対象となるタイ人従業員の査証申請手続きについて、下記のとおりご案内いたします。

### 記

#### 1. 地方入国管理局での事前相談

今回の措置は特別措置であり、査証申請に当たっては予め地方入国管理局(8局)において事前相談を行っていただき、地方入国管理局から「案内書」の交付を受ける必要があります。詳細は法務省ホームページを参照願います。

また、地方入国管理局から「案内書」の交付を受けることなく在外公館に査証申請することはできませんので呉々もご注意ください。

#### 2. 査証申請に必要な書類

査証申請にあたり必要となる書類は以下のとおりです。なお、審査の過程において追加資料の提出を御願いすることもあり得ますのでご了承ください。

- (1) 査証申請人の旅券
- (2) 査証申請書 (在タイ日本国大使館のホームページからダウンロード可)
- (3) 写真 (4.5x4.5 cm)
- (4) 地方入国管理局から交付を受けた案内書及び案内書添付の来日希望者一覧(原本)

(注: 日本から案内書及び案内書添付の来日希望者一覧の原本を入手

するのに時間を要する場合には、原本を後日必ず提出いただく条件で、案内書及び案内書添付の来日希望者一覧の写しを使って申請していただくことも可能です。

- (5) 地方入国管理局に提出したものと同一の資料(含、受入れ要件に合致していることの説明書)(同一企業が複数回の申請を行う場合には初回のみ提出)
- (6) 雇用契約書の写し又は労働条件を明示した書面の写し(いずれの場合も査証申請人の署名のあるもの)
- (7) 在タイ大使館作成質問票(申請人毎に1枚)(在タイ日本国大使館ホームからダウンロード可)

なお、申請にあたっては各日系企業において査証申請者の書類をとりまとめて申請して頂くことで差し支えありません。

### 3. 査証の申請先

在タイ日本国大使館において査証発給が困難な状況にならない限り、在タイ日本国大使館において本件査証の審査・発給業務を行います。査証申請の受付及び交付はバンコクに所在する日本査証申請センター(以下、「JVAC」)を通じて行うこととなりますのでご注意ください。

(注:JVACの地方センターでは取り扱いません。)

### 4. その他

- (1) 査証の申請受付から交付まで(JVACで申請を受け付け、交付するまで)の所要期間は、審査において何らかの問題が確認されない限り、申請日を含め原則5業務日を予定しています。但し、一度に複数社から大量の査証申請を受け付けた場合や、他の緊急事案が発生した場合には、交付が遅れる可能性もあり得ますので、予めご了解をいただきますよう御願いたします。
- (2) 審査において何らかの問題が確認された場合には、査証を発給することができないこともあり得ますので予めご了承願います。

### 5. 連絡先

- (1) 査証申請先(交付を含む)及び手続に関する各種照会  
J V A C (日本査証申請センター)

(査証申請の受付、交付及び相談業務のみ)

所在地： Japan Visa Application Center,  
15th Floor, Unit C, Silom Complex Building,  
Bangrak, Bangkok 10500

電話番号： 02-632-1541～1544  
(国番号：66)

e-mail： [info.jpth@vfshelpline.com](mailto:info.jpth@vfshelpline.com)

Website： <http://www.jp-vfsglobal-th.com>

受付時間：月曜～金曜 8：30～17：30（昼休みも業務実施）

交付時間：月曜～金曜 8：30～17：30（同上）

土曜 8：30～12：30

JVAC取扱手数料：535バーツ

（注：査証手数料1,100バーツの他に上記手数料がかかります。）

(2) 査証審査及び手続きに関する各種照会

在タイ日本国大使館

住所： Embassy of Japan  
177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan,  
Bangkok 10330

電話番号： 02-696-3003, 207-8503（領事部査証班）  
(国番号：66)

Website： <http://www.th.emb-japan.go.jp/>

## 6. タイ労働省での国外就労許可

タイ人がタイ国外で就労するには、必ずタイ労働省の許可が必要とされています。  
本件においても、予めタイ労働省より許可を受ける必要がありますので、ご留意ください。なお、必要書類や手続きの詳細につきましては、直接以下にお問い合わせ下さい。

タイ労働省雇用局海外労働事務所

(Thai Overseas Employment Administration)

電話番号：02-245-6714～6715

(国番号：66)